

和歌山県NPOサポートセンター指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

県民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動（以下「NPO活動」という。）を支援することを目的に設置された和歌山県NPOサポートセンター（以下「センター」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号。以下「条例」という。）第4条の規定により指定管理者の募集を行うものである。

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県NPOサポートセンター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
- (3) 設置理念 ア 行政とNPOが対等な関係で連携協働する拠点
イ 自立する市民を育てる拠点
ウ 県下のNPO支援ネットワークの中核として全国的な活動と連携しつつ、NPO活動を活性化させる拠点
- (4) 床面積 214.43㎡
- (5) 施設 事務室、交流スペース、サークル活動室各1か所
- (6) 備品等 (別紙1)

3 管理運営業務の方針

指定管理にあたっては、センターが公の施設としての公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、センターの設置目的及び設置理念に従って、一層のサービス向上、業務の効率化及び地域連携を図り施設運営をしていくものとする。

4 指定管理期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

5 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 開館時間
午前9時から午後9時まで
ただし、日曜日は午前9時から午後5時30分まで
- (2) 休館日
ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
イ 月曜日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

6 指定管理者が行う業務

指定管理者は次に掲げる業務を行うこと。なお、詳細は和歌山県NPOサポートセンター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- (1) 中間支援組織連携業務
- (2) 情報発信業務
- (3) センター窓口業務
- (4) 施設の維持管理業務
- (5) 自主事業

7 管理運営委託料の上限額

県は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を支払う。この場合の支払い時期や方法、管理口座等の細目事項については、別途定める。

なお、県が支払う管理運営委託料は年度ごとに次の額を上限額とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額を行わないので、事業計画及び収支予算立案の際は注意すること。

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 26,072千円

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 26,072千円

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 26,072千円

合計78,216千円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

8 経理の方法

指定管理者は、事前に提出した事業計画書及び収支予算書に基づき、適正な経理を行わなければならない。また、指定管理業務と自主事業との経理を明確に区分することとする。

なお、施設利用料金を含む指定管理者の収入から経費を差し引いた剰余金については、指定管理者が任意に処分できるものとする。

9 リスクの分担

金利変動、物価上昇、修繕工事その他リスクについては、「リスク分担表（別紙2）」の負担区分を前提とし、記載のないものについては、別途協議するものとする。

10 指定管理者の申請資格

- (1) 指定期間中、前述「3 管理運営業務の方針」に基づき、効果的かつ効率的にセンター

を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

なお個人は申請資格を有しない。

(2) 県内に事務所又は事業所を有する団体であること。

(3) 複数の団体からなる共同体（以下「コンソーシアム」という。）が申請する場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、代表となる団体は県内に事務所又は事業所を有すること。

また、コンソーシアムの構成員は他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4) センターにおける指定管理者の募集に係る現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加した団体であること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加しなければならない。

11 失格事項

次に掲げる事項に該当する団体及び構成員のいずれかが次に掲げる事項のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請については、失格とする。

(1) 県から法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けた日から2年を経過していない団体

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている又はされている団体。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものであって、そのものに係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかったものとみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている又はされている団体。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件にかかる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、そのものに係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった又はなされなかったものとみなす。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしている又はされている団体

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社

- 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による整理の開始を命ぜられている団体
- (6) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている団体
 - (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体
 - (8) 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある団体
 - (9) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)、又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する、又は、将来にわたって該当しないことを確約できない団体
 - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるもの
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
 - (10) 役員が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者である団体
 - (11) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定した者。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
 - (12) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又はさせ、若しくは暴力を用い、又は用いさせる団体
 - (13) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させる団体
 - (14) 前記(12)又は(13)のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
 - (15) 募集公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は、複数の申請書を提出し、若しくは、県の承認なく申請書等の内容を変更した団体
 - (16) 申請書等の内容が、次のいずれかに該当すると認められた団体
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 募集公告において定められた最低点数に満たないもの

12 施設の特性に応じた指標（KPI（重要業績評価指標））の設定に関する事項

県は、センターの設置目的に応じた次の(1)～(3)の目標指標を設定する。

申請者は、各目標指標に係る年度ごとの達成目標値及び取組を事業計画書において提案すること。

なお、目標指標の達成状況や未達成の場合の改善策等については、モニタリング(毎年度、指定管理者の管理状況について県が行う点検及び評価)の対象とし、県ホームページにおいて公表するものとする。

県が定める目標指標は以下のとおり。

(1) センター利用者数

利用者数は、サークル活動室での作業人数、来所相談者数、会議室利用者数、資料閲覧や情報収集等の来所者数の総数とする。

(2) センター利用者の満足度

センターの利用者を対象にアンケート調査を実施し、満足度を調査する。

(3) 研修会、セミナー、交流会、講座等の参加者の満足度

研修会等の参加者を対象にアンケート調査を実施し、満足度を調査する。

13 業務の再委託

指定管理者は、本業務の全部を再委託してはならない。

ただし、主たる業務を除き、業務の一部を再委託することができる。再委託する際には、指定管理者が業務名、業務内容、再委託先、再委託に係る予算額、再委託予定期間、再委託先選定方法とその考え方を記載した再委託予定業務一覧表を事前に県に提出し、承認を受けなければならない。また、再委託を行った場合は事後にその実績を報告するものとする。なお、再委託先は、原則、県内に事務所又は事業所を有するものであるほか、「11 失格事項」に該当しないものであること。

14 管理を要する備品等の所有権及び引継ぎに関する事項

センターには、別紙1に示す備品が備え付けられており、指定管理者に無償貸与する。

また、指定管理者が指定管理者としての業務に必要な備品等を調達した場合、その所有権は原則として県に帰属するものとする。

なお、詳細については、仕様書を参照すること。

指定期間の終了時の物品の引継ぎ時には、原則として、県、現在の指定管理者、次期指定管理者の三者立ち合いのもとで実施するものとする。

15 関係法令等の遵守

センターの管理運営業務を行うにあたり、関係法令がある場合は、それらを遵守し法令の規定に基づいた運営を行うこと。特に以下については留意すること。

- (1) 地方自治法及びその施行令
- (2) 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）及び和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例施行規則（平成17年規則第73号）
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）、和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年規則第100号）
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働及び社会保険関連法令
- (5) 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）
- (6) 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）
- (7) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）

16 人権研修の実施

指定管理者は県の施設の管理者であることから、和歌山県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）（令和2年3月改定）に基づき、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが重要であり、そのための研修を役職員、利用者等に対して実施しなければならない。

17 サービス向上や管理運営経費の削減に関する事項

利用者の利便性向上などの一層のサービス向上のための取組方策や、管理運営経費の削減策について事業計画書において提案すること。

18 危機管理マニュアルの作成に関する事項

利用者の安全を確保するため、災害や事故等の緊急時に、適切かつ円滑な対応ができるよう、緊急時の通報連絡体制の確立や対応方法を定めた危機管理マニュアルを作成すること。

また、想定される危機事象に合わせ、具体的で分かりやすいものを作成し、関係者間で共有するとともに、定期的に訓練等を実施すること。

19 現在の指定管理者からの引継ぎ等に関する事項

- (1) 新たに指定管理者になったものは、指定管理期間開始時に支障なく業務が行えるよう前指定管理者から引継ぎを受けること。

なお、令和3年3月31日以前の利用予約等はそのまま引き継ぐこと。

- (2) 指定管理期間終了又は指定取消し等により新たに指定管理者が指定されたときは、

次期指定管理者への引継ぎを円滑かつ誠実に行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(3) 引継ぎに要する経費は、新旧指定管理者の負担とする。

20 審査基準

審査項目、個別点及び審査基準点数については和歌山県NPOサポートセンター指定管理者候補者審査基準（別紙3）のとおりとする。

21 提出書類

(1) 申請を希望する団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、各書類の説明については「提出書類一覧（別紙4）」を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書（様式1-1）（コンソーシアムによる申請の場合はコンソーシアム構成員表（様式1-2）も併せて提出すること。）

イ 失格事項に該当しない旨の誓約書（様式2）

ウ 和歌山県NPOサポートセンターの運営管理に関する事業計画書（様式3-1（単独用）若しくは様式3-2（コンソーシアム用））及び収支予算書（様式4-1，4-2及び様式5）及び管理を安定して行う能力チェック表（和歌山県NPOサポートセンター指定管理者候補者審査基準（別紙3）の別紙）

エ 申請者の概要を記載した書類（設立趣旨、事業内容及び活動状況等）

オ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

カ 申請者の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類

キ 申請者の事業計画書及び収支予算書（提出年度に係る年度分）

ク 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（法人以外の団体にあつてはこれに類する書類）

ケ 印鑑証明書

コ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 都道府県税に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の証明書

シ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式6）

ス 20 審査基準に規定する別紙3和歌山県NPOサポートセンター指定管理者候補者審査基準5の②に該当がある場合は次の書類

なお、提出は、(a) (b) 又は (a) (c) (d) とし、前者によることができる場合は後者によることはできない。

(a) 障害者雇用状況調書（様式7）

(b) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「障害者雇用促進法規則」という。）第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写し

(c) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条第1項に規定する雇用保険被保険者資格取得確認通知書（当該常時雇用する労働者である障害者にかかるもの）の写し

(d) 当該常時雇用する労働者である障害者が交付を受けた身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定される身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（相当する手帳を含む。）、障害者雇用促進法規則第1条の2に規定する知的障害者判定機関が発行した判定書、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定される精神保健福祉手帳又は医師の診断書（疾患名が統合失調症、そううつ病、そう病、うつ病又はてんかんである場合に限る。）の写し

セ 20 審査基準に規定する別紙3和歌山県NPOサポートセンター指定管理者候補者審査基準5の③に該当がある場合は次の書類

(a) 障害者就労施設等からの物品等調達状況調書（様式8）

(b) 領収書その他の支払日、支払先である障害者就労施設等の名称及び支払金額が分かる書類の写し

(2) 提出書類の留意事項

ア (1) ウからキについては正本1部及び副本（写し）8部を、(1) ア及びイ並びにクからセについては、正本1部、副本1部を提出すること。

イ コンソーシアムによる申請の場合は、(1) イ及びエからシについて、構成員ごとに提出すること。

ウ 事業計画書等提出書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

エ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

オ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

カ 提出書類の作成その他申請に際して必要となる費用は、全て申請人の負担とする。

キ 申請書及び添付書類は原則日本産業規格A列4版（以下「A4」という。）縦とする。

ク 提出された書類は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）に基づく公文書の開示の対象となる。

(3) 申請者は上記書類の提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

22 事業計画書

21 (1) ウに規定する事業計画書については、次の項目を基本条件とし、これらを念頭において作成すること。

- ア 県民の平等な利用の確保
- イ センターの効用の最大限発揮
- ウ センター管理経費の縮減
- エ センター施設の良好な維持管理及び保全
- オ 県民サービスの向上
- カ 個人情報の保護及び情報開示
- キ 関係法令の遵守
- ク センター利用者の安全確保

(1) 計画書の作成

センターの設置目的及び設置理念に留意の上、次のアからカに示す各項目について、適切な施設運営及びサービスの提供を実施するための事業計画を作成すること。

ア 運営に対する基本方針について

- (a) 総合的な基本方針と指定管理者が独自に掲げる成果目標
- (b) 仕様書で示す指定管理業務に対する基本方針

イ 運営計画について

(a) 次に掲げる事項について、各年度の具体的な運営内容をそれぞれ記載すること。

- ① 中間支援組織連携業務
- ② 情報発信業務
- ③ センター窓口業務
- ④ 施設の維持管理業務
- ⑤ 自主独自事業

(b) 一部業務を再委託する予定としている場合は、再委託先の選定方法及び予定金額などを含めた外部委託の方針

(c) 個人情報の取扱及び情報公開についての考え方、対応方針

(d) 利用者からの意見・要望の把握手法及びセンター運営への反映に関する考え方

ウ K P I（重要業績評価指標）について

県が設定する次に示す目標指標（K P I（重要業績評価指標））について、各指標に係る各年度ごとの達成目標値と取組の提案を記載すること。

- (a) センター利用者数（令和3年度～令和5年度の各年度ごとの達成目標値と取組）
- (b) センター利用者の満足度（令和3年度～令和5年度の各年度ごとの達成目標値と取組）

(c) 研修会、セミナー、交流会、講座等の参加者の満足度（令和3年度～令和5年度の各年度ごとの達成目標値と取組）

エ サービス向上の取組方策や管理運営経費の節減策について

利用者の利便性向上など一層のサービス向上のための取組方策や経費の削減策の提案を記載すること。

オ 実施体制及び組織について

- (a) 運営を行っていく上での適切な人員配置を考慮した組織図
 - (b) 組織図に記載された職員全員の雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、必要な職能（資格、技能）、活動年数
 - (c) 職員の能力育成の方針及び研修計画等（人権研修の実施方法を含む）
 - (d) 関係団体とのネットワークの状況について
 - (e) 危機管理マニュアルの作成及び定期的な訓練の実施について
- カ その他提案したいこと
- 上記以外の事項において提案したい事項があれば記載すること。

- (2) 事業計画書（様式3-1（単独用）、様式3-2（コンソーシアム用））に添付する
- 22 (1) に規定する事業計画書の作成の各項目に関する内容についての様式は自由とする（ただし、A4縦、横書きとする。）。

23 収支予算書

21 (1) ウに規定する収支予算書の作成に当たっては、指定管理業務及び自主事業のそれぞれについて、令和3年度から令和5年度における各年度の収支予算の主な収入・支出項目に区分して示すこと（様式4-1、4-2及び様式5）。

また、収支予算の積算内訳についても示すこと（様式自由、A4縦、横書きとする。）。

なお、記入額は消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

24 選定審査方法及び選定結果の通知

(1) 選定審査方法

- ア 指定管理者の選定に当たっては、条例第8条の規定に基づき、総合的に判断するものとする。
- イ 指定管理者選定のため、有識者から構成する和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県青少年の家指定管理者選定委員会を設置する。選定委員会においては、申請者による事業計画書の説明及びそれに対する質疑・ヒアリング等を行う。

(2) 選定結果

ア 最も適当であると認められる内容の申請を行った申請者を指定管理候補者として選定し、結果について申請者全員（コンソーシアムの場合は代表団体）に書面で通知するとともに、次の(a)から(c)について、県ホームページ等で公表する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理候補者に事故がある時又は指定を行うことが著しく不適切と認められる事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理候補者を選定することがある。

- (a) 選定された指定管理候補者の名称、所在地及び代表者
- (b) 申請者ごとの得点

- (c) 選定委員会の委員の氏名及び役職
- イ 指定管理候補者は、県議会での議決を経た後に知事が指定管理者として指定し、その旨を公告する。

25 申請の手続き及び指定管理者決定に係る日程

(1) 募集要項及び仕様書の配布

ア 配布期間

令和2年7月31日（金）から同年8月21日（金）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部県民局県民生活課・県民活動団体室

メールアドレス e0313002@pref.wakayama.lg.jp

なお、県民生活課・県民活動団体室のホームページからも入手可能。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/np0/index.html>

(2) 現地説明会の開催

現地説明会に参加することが申請の条件となるので、申請しようとする団体は現地説明会に必ず参加すること。

ア 日時

令和2年8月26日（水） 午後1時30分から

イ 場所

和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 C会議室

ウ 現地説明会の内容

募集要項及び仕様書による説明並びに施設の見学

エ 現地説明会への参加のための手続き

現地説明会への参加を希望する申請者は、参加申込書（様式9）を提出すること。

(a) 提出期間

令和2年7月31日（金）から同年8月25日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、休日を除く。）

(b) 提出場所

25（1）イと同じ。

(c) 提出方法

持参、郵送又はファクシミリにより提出することとし、未到着を防ぐため、事前又は事後に電話での確認をすること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、提出期間内に必着するように送付すること。

オ 留意事項

- (a) 現地説明会へは和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。
- (b) 参加希望者が多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
- (c) 1申請者からの出席者は2名以内とする。

(3) 質疑事項

質問がある場合は質問票（様式10）（A4版縦、横書き）」に質問事項を記載のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで送付すること。

なお、電話及び来訪など口頭による質問は受け付けない。

また、電子メールでの提出の場合は、タイトル（件名）を「指定管理者 質問」とすること。

ア 受付期間

令和2年8月27日（木）から同年9月7日（月）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、休日を除く。）

イ 提出場所

25（1）イと同じ。

ウ 回答日

令和2年9月9日（水）

寄せられた質問については、個別の回答は行わず、県民生活課・県民活動団体室のホームページ（掲載場所は下記参照）に登載する形式で一斉に回答する。

なお、申請書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から受け付けない。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/index.html>

(4) 指定管理者指定申請書の提出

所要事項を記入の上、必要書類を添えて下記の期間中に持参すること。

なお、郵送、ファクシミリ等による受付は行わない。

ア 提出期間

令和2年9月10日（木）から同月28日（月）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、休日を除く。）

イ 提出場所

25（1）イと同じ。

(5) 審査に係る日程

募集要項及び現地説明会申出書配布 令和2年7月31日（金）から8月21日（金）

現地説明会参加申出の受付 令和2年7月31日（金）から8月25日（火）

現地説明会 令和2年8月26日（水）午後1時30分から

質問受付期間 令和2年8月27日（木）から9月7日（月）

質問回答日 令和2年9月9日（水）

申請書受付期間 令和2年9月10日（木）から9月28日（月）

選定委員会の開催	令和2年10月12日（月）午後1時30分から
選定結果の公表	令和2年11月予定
和歌山県議会の議決	令和2年12月
指定管理者の指定（告示）	令和3年1月
協定書の締結	令和3年2月
指定管理者による管理開始	令和3年4月1日（木）から

26 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
 和歌山県環境生活部県民局県民生活課・県民活動団体室
 電話 073-441-2053(直通)
 FAX 073-433-1771
 メールアドレス e0313002@pref.wakayama.lg.jp